

地方支分部局の長等への権限の委任の状況について

(平成 30 年 7 月 17 日時点)

個人情報保護 委員会から権限の 委任を受ける 事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (法第 40 条第 1 項の規定による権限に関する 事務のうち、次に掲げる事業に係るもの)	委任の期間	事業所管大臣から 権限の委任を受ける 職員の官職	委任しようとする 事務の範囲	委任の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日ま で	—	—	—
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務 所を設置して事業を営む貸金業者、平成 17 年 改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っ ていた民法第 34 条の規定により設立された法人 のうち新法人への移行登記をした前日に都道府 県知事の監督に服していた認可特定保険業者、 都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協 同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工 業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えな い区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組 合・水産加工業協同組合を除く。)	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日ま で	—	—	—
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日ま で	—	—	—
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び 暴力追放運動推進センター	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日ま で	—	—	—
内閣総理大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	平成 30 年 4 月 1 日から	—	—	—

(復興庁)		平成 31 年 3 月 31 日まで			
総務大臣	電気通信業、放送業及び信書便事業	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	総合通信局長 沖縄総合通信事務所長	電気通信事業、放送業及び信書便事業（一の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の管轄区域内の特定信書便事業に限る。） に係るもの	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
	郵便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		—	—	—
法務大臣	公証業務及び更生保護事業	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	法務局長	公証業務に係るもの （法務局が所掌しているものに限る。）	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
			地方法務局長	公証業務に係るもの （地方法務局が所掌しているものに限る。）	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
			地方更生保護委員会 委員長	更生保護事業に係るもの （地方更生保護委員会が所掌しているものに限る。）	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
			保護観察所長	更生保護事業に係るもの （保護観察所が所掌して	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで

				いるものに限る。)	で
	債権管理回収業		—	—	—
財務大臣	株式会社日本政策投資銀行及び 株式会社商工組合中央金庫	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	財務局長（財務支局に あつては、財務支局 長）	株式会社日本政策投資銀行 及び株式会社商工組合 中央金庫に係るもの	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
	生命保険契約者保護機構、損害保険契約者 保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有 株式取得機構、株式会社地域経済活性化 支援機構及び株式会社東日本大震災事業者 再生支援機構		—	—	—
厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 及び株式会社地域経済活性化支援機構	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	—	—	—
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業 協同組合法等の一部を改正する等の法律 （平成 27 年法律第 63 号）附則第 9 条の 規定によりなお存続するものとされた農業 協同組合中央会、漁業協同組合、漁業生産 組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協 同組合、水産加工業協同組合連合会、共済 水産業協同組合連合会、農業信用基金協 会、漁業信用基金協会、農林中央金庫、J Aバンク支援協会、JF マリンバンク支援 協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介 業及び株式会社東日本大震災事業者再生支	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	—	—	—

	援機構				
経済産業大臣	包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業、信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	—	—	—
国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業、建設業及び測量業	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	地方整備局長又は北海道開発局長	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業、建設業、測量業及び住宅宿泊管理業に係るもの（地方整備局長又は北海道開発局長が所掌しているものに限る。）	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで
	住宅宿泊管理業	平成 30 年 6 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日まで			平成 30 年 7 月 17 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
	不動産特定共同事業及び不動産鑑定業	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	—	—	—